

加古川市特定子ども・子育て支援施設等の確認等手続要綱

令和元年8月16日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等)

第2条 法第58条の2第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第1号）に、施行規則第53条の2に規定する必要な書類を添付して行うものとする。

2 市長は、前項の申請に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったときは、特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(特定子ども・子育て支援提供者の住所等の変更の届出)

第3条 法第58条の5に規定する特定子ども・子育て支援施設等の住所等の変更の届出は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（様式第3号）に、施行規則第53条の3第1項に規定する必要な書類を添付して行うものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の届出)

第4条 法第58条の6に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退をしようとするときは、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第4号）により行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。